

令和8年度

広島市

高齢者肺炎球菌ワクチン

定期接種のお知らせ

対象者

接種時に広島市内に住民登録があり、次の①②いずれかに該当する方

①接種時に65歳の方

②60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当である方

※接種の際、予防接種該当者確認書又は身体障害者手帳が必要です。

これまでに、定期接種として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、対象になりません。

ただし、これまでに任意接種として高齢者肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス®NP、プレバナー20®等）の接種を受けたことがある方については、接種時期や接種状況等により医師が改めて接種する必要があると認める場合は、定期接種対象者となります。

接種歴が不明な方などは、かかりつけの医療機関等へお問い合わせください。

接種期間

66歳の誕生日の前日まで

接種回数

接種回数：1回

接種料金

接種料金：7,900円

接種の受け方

【裏面につづく】

広島市内又は安芸郡内の医療機関で接種を希望する場合

以下のものを持参して医療機関で接種を受けてください。

※予約が必要な場合があります。接種を受ける前に、希望する医療機関にお問い合わせください。

- 同封の予防接種券、予診票
- 住所、氏名、年齢（生年月日）が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 対象者②に該当する方は障害の程度が確認できる書類（身体障害者手帳等）
- 自己負担金（7,900円）

広島市内・安芸郡以外の医療機関で接種を希望する場合

事前に手続きが必要です。詳しくは各区保健センターにお問い合わせください。

接種の 受け方

【表面のつづき】

※生活保護世帯、市民税・所得割非課税世帯に属している方は自己負担金が免除されます。
(住民票上の世帯全員が市民税の所得割が非課税であることが条件)
自己負担金免除の方は以下の書類を接種時に医療機関に提示してください。

【生活保護世帯に属している方】

A：被保護者証明書(夜間・休日等受診用) ———— 空色

【市民税所得割非課税世帯に属している方】

B：市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書(世帯全員分)

※令和8年4月～5月に接種する場合は、前年度の証明書を使用してください。

C：介護保険料納入通知書(令和8年6月末時点で65歳以上の方に送付。記載されている所得段階が第1～第3段階で、令和8年8月以降の日付のもののみ使用可) ———— 薄い水色

※令和8年4月～5月に接種する場合は、前年度の通知書で代用できますが、
令和8年6月～7月に接種する場合は、市民税・県民税・森林環境税課税台帳
記載事項証明書を使用してください。

※定期接種のための再発行はできません。

D：後期高齢者医療資格確認書 ———— 有効期限が令和8年7月31日まで：橙色
有効期限が令和9年7月31日まで：紫色

※適用区分の欄に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載があるもののみ使用可。

自己負担限度額等の適用区分は、任意記載事項であるため、被保険者からの申請がない場合、記載がありません。任意記載事項の記載された資格確認書の交付を受けるには、お住まいの区福祉課へ申請が必要です。

資格確認書の有効期限をご確認ください。有効期限が切れた資格確認証書は、
使用できません。

E：社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ———— 空色


F：中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証 ———— 白色

注意事項

- ・ 接種券は、接種時に広島市内に住民登録をしている方のみ使用できます。
- ・ 接種期間外の接種にかかる費用は全額自己負担となります。その場合、健康被害が生じた際に、法に基づく救済を受けることができません。
- ・ 接種券のうち、(甲)は医療機関に提出し、(乙)は予防接種を受けたことを証明するものですので、大切に保管してください。
- ・ 定期の予防接種の最新の情報は、ホームページ等で周知していますので、接種前にご確認ください。

【お問い合わせ先】 各区保健センター地域支えあい課 平日 8時30分～17時15分
電話番号 中：504-2528 南：250-4108 安佐南：831-4942 安芸：821-2809
東：568-7729 西：294-6235 安佐北：819-0586 佐伯：943-9731

【広島市ホームページ】

 広島市 高齢者肺炎球菌ワクチン

検索

